

## 現行基本方針(案)と改定案の主な変更点

(参考4)

	現行基本方針(案)	改定案
名称	国土交通省所管公共事業における 景観評価の基本方針(案)	国土交通省所管公共事業における 景観検討の基本方針(案)  景観検討の流れの中に景観評価を位置づけ
対象	直轄事業のうち全国で44事業	全ての直轄事業 継続事業については可能な範囲でできる限り対応
検討区分	○試行対象  ○試行対象外	景観検討区分を3種類に分類  ○重点検討事業(試行対象事業に該当) ○一般検討事業(景観形成ガイドライン等に基づく検討) ○対象外事業(試行対象外事業に該当)
検討手順	検討すべき事項のみを提示	検討の流れを明示
景観整備方針	検討初期に策定し、これに従い計画・設計	事業の進捗に合わせて熟度を向上  構想～維持管理段階の景観検討の一貫性確保ツール
アドバイザー	○景観アドバイザー (局の施策と事業の両方を担当)	○景観施策アドバイザー(局の景観施策)  ○事業景観アドバイザー(事業ごとの景観アドバイス)